

学校いじめ防止基本方針

箕面市立南小学校

I いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為であり、また、どの子どもにも、起こり得ることから、学校はもとより、家庭、地域と協力して、未然防止、早期発見、早期対応・解決に取り組む。

学校全体で組織的な取組を進める。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」（未然防止）は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践を続けていくことが求められる。

<いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）>

「いじめ防止対策推進法」において、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ この法律における「学校」：小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）

II 未然防止

「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をもち、よりよい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」「深刻化する前に解決に向かう集団づくり」に取り組む。子どもたち・保護者の意識や背景等を把握しながら、年間を通じて取り組む。

1 教職員の気づきが大切

いじめは見えにくくなっている。いじめのサインを見逃さないように教職員が「危機意識」を持っておくことが必要である。

また、日頃から、子どもたちの個々の状況や学級・集団の状態を把握するとともに、箕面子どもステップアップ調査（i-check）等の活用を図る。配慮を要する子どもたちの進級や進学に際しては、教職員間や学校間で適切な引き継ぎを行う。

2 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり

豊かな学びと主体的な活動を通して、子どもたちが自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を育むとともに、ともに支え合う集団づくりを行う。

3 命や人権を尊重し豊かな心を育てる

人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道徳教育、また、様々なかかわりを深める体験教育を充実させ、豊かな心を育成する。

4 保護者や地域の方への働きかけ

P T Aや地域活動の各種会議などの機会をとらえて、学校としてのいじめに対する取り組みにかかる情報提供を行い、ともに協力して取り組む関係を築く。

Ⅲ 早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と子どもたちとの信頼関係の構築に努める。

いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が子どもたちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力の向上に努める。また、教職員の間で速やかに情報を共有し、組織的に対応を図る。

<相談しやすい環境づくり>

子どもたちが、教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめている側から「チクった」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払う。その対応如何によっては、教職員への不信感を生み、その後情報が入らなくなり、いじめが潜在化することが考えられる。

IV 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。いじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応する。また、いじめの再発を防止するため、継続的に見守る。

1 いじめ対応の基本的な流れ

「その日のうちに チームで共有 方針化して対応」

いじめが発覚した時は、直ちに報告し、教職員のチームで共有し、方針化して、早期に対応を図る。まず被害者保護を図ることが対応の根本。

(あくまで基本的な流れであり状況に応じて臨機応変に対応をする)

* 発覚、察知

- ・ 本人や周囲、保護者からの訴えや、教職員による気づき

* すみやかに報告

- ・ 児生加配・管理職・養護教諭・担任・学年他にすみやかに報告し、当面の対応を方針化し初期対応を進める。必要に応じて教育委員会事務局へ報告。

* 事実確認

< 本人と話 >

- ・ 本人の気持ちに寄り添う姿勢で聴く。話してくれてよかったと気持ちを伝える。

< いじめた子(たち)と話 >

- ・ 事実関係を聞き取る。聞く側は複数で対応する。個別に聞き取る。
- ・ 反省や謝罪について考えさせる。

< 周りの子(たち)と話 >

- ・ 協力を依頼し、事実関係を聞き取る。

* 情報の共有と対応協議

- ・ 随時、情報を共有し対応を図る。支援教育校内委員会等を活用。
- ・ 必要に応じてSC、SSWと連携

* 子どもからの謝罪・学級全体への指導等

* 保護者への連絡・連携

* 教職員全体での見守り・フォロー

V ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。

未然防止には、子どものパソコンや携帯情報端末等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う。

早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さない。そのためには、保護者との連携が不可欠である。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していく。

VI いじめ問題に取り組む体制の整備

校内に「いじめ防止対策委員会」を設置し、いじめ問題への組織的な取組を推進する。

<構成>

管理職・首席・生徒指導・児童生徒加配・通級指導・少人数指導・養護教諭・
支援学級担任・担任・（必要に応じて、SSW・SC等）